

## 令和 6 年度広島県立総合体育館専用利用希望調査要項【第 1 次調査】

## 1 調査対象行事

今回の【第 1 次調査】は、次のいずれかに該当する行事を調査対象とします。

- (1) 広島県又は県を主体とする団体が主催、主管又は所管（以下「主催」という。）する行事
- (2) 公益財団法人広島県スポーツ協会（以下「県スポ協」という。）が主催する行事
- (3) 県スポ協に加盟する団体〔各競技団体、各地域団体、各学校団体〕又は加盟団体を構成する団体（地域協会、種別連盟等）が主催する行事
- (4) 前号に掲げる団体以外の団体が公益を目的とする団体が主催する広島県大会規模以上のスポーツ行事
- (5) 音楽・芸能・プロスポーツ等の大会又は興行、展示会、見本市、式典、集会等

## 2 調査対象施設等

大アリーナ、小アリーナ、柔道場、剣道場、弓道場及びプールの専用利用を調査対象とします。

ただし、会議室、ミーティングルームについては、上記の施設と同時に利用する場合に限り調査対象とします。

また、柔道場及び剣道場については、柔道場全面以上又は剣道場全面以上の利用の場合に調査対象とします。

（例えば、柔道場全面以上とは「柔道場全面」又は「柔道場全面＋第 2 剣道場（剣道場の 1/2 面）」をいいます。）なお、柔道場のうち、第 1 柔道場には柔道畳を常時敷いています。

## 3 調査対象期間及び開館時間

令和 6 年 4 月 1 日(月)から令和 7 年 3 月 3 1 日(月)までの間の 9 時から 2 1 時まで

ただし、次の日・期間については調査の対象外とします。（別表をご覧ください。）

- (1) 既に利用が内定している日・施設
- (2) 施設・設備の保守・点検整備を行う日など

## 4 調査方法

(1) 別紙「令和 6 年度広島県立総合体育館専用利用希望計画書（第 1 次調査）」（以下「計画書」という。）の提出によります。

(2) 提出方法 郵送・FAX・メール又は持参によります。（FAX 送信された場合は、送信履歴を保存願います。また、メールの件名は「専用利用希望計画書（貴団体名）」を記載し、下記アドレス以外には送信しないでください。やむを得ず個人アドレス宛に送信いただく場合は必ず、cc で下記アドレスにも送信ください。）

(3) 提出先（問い合わせ先）

広島県立総合体育館 利用サービス課

〒730-0011 広島市中区基町 4-1

電話(082)228-1111 FAX(082)228-4992 メールアドレス [g-arena@h-jigyoudan.or.jp](mailto:g-arena@h-jigyoudan.or.jp)

(4) 計画書の受付期間 令和 5 年 1 月 1 日(水)から 1 2 月 1 0 日(日)まで

なお、総合受付では、午前 9 時から午後 8 時までの間受け付けます。

ただし、受付期間のうち、1 2 月 4 日(月)、1 2 月 5 日(火)は保守点検整備日ですので、総合受付及び FAX 受信の対応はできかねます。

## 5 計画書の提出及び記入についてのお願い

(1) 行事内容により、次のとおり計画書の様式が異なります。該当の計画書様式にてご提出ください。

行事内容(利用区分)	計画書様式
アマチュアスポーツ以外、入場料有料、宣伝目的	様式 1
アマチュアスポーツ(入場料の有無を問わず) アマチュアスポーツ以外、入場料無料、その他	様式 2

(2) 申請団体と利用団体が異なるときは、申請団体欄には統括団体を、利用団体欄には実際に行事を運営する団体を利用団体ごとに記入してください。

なお、県スポ協加盟団体を構成する種別連盟等（例えば、広島県学生〇〇連盟）の利用及び県スポ協加盟団体が主催する中国地区規模以上の行事での利用については、県スポ協加盟団体が申請団体となって提出してください。（県スポ協加盟団体は、実際に運営する関連団体の利用希望をまとめて、提出してください。）また、県スポ協加盟団体を構成する地域団体（例えば、△△市〇〇協会）は、傘下団体である種別連盟等（例えば、△△市ジュニア〇〇連盟）の利用希望をまとめて、申請団体となって提出してください。なお、申請が重複しないよう、十分留意してください。

※次の例によってください。

No.	行事名	利用団体（運営団体）	申請団体（総括団体）
1	広島県クラブ〇〇大会	広島県クラブ〇〇連盟	広島県〇〇協会
2	広島県シニア〇〇大会	広島県シニア〇〇連盟	広島県〇〇連盟
3	広島県高等学校〇〇大会	広島県高等学校体育連盟〇〇部	広島県高等学校体育連盟
4	中国学生〇〇大会	中国学生〇〇連盟	広島県〇〇協会
5	西日本ジュニア〇〇大会	西日本ジュニア〇〇連盟	広島県〇〇協会
6	広島市ママさん〇〇大会	広島市ママさん〇〇連盟	広島市〇〇協会
7	広島地区〇〇大会	広島地区〇〇連合	広島市〇〇連盟

- (3) 1行事で2日以上連続して利用する場合は、1日ごとに別の行に記入してください。
- (4) 利用時間は、準備、撤去及び清掃などを含めた時間を記入してください。
- (5) 複数の施設を利用する際に、施設により利用時間が異なる場合は、備考欄に施設ごとの利用時間を記入してください。
- (6) 第1希望から第3希望まで記入する欄がありますので、第1希望しか記載がない場合には調整ができませんので、第3希望まで記入してください。（第1希望しか計画できない場合にはその理由を備考欄に記載してください。）

## 6 調整結果

調整結果は令和6年1月中旬に文書でお知らせいたします。

なお、決定後におきましても、館内工事、国際行事等のため、やむを得ず計画を変更又は中止していただくことがあります。

また、調整結果の内容は必ずご確認いただき、訂正・変更等がありましたら、速やかにご連絡ください。

## 7 その他

- (1) 大アリーナには常設広告看板があること、及び広告掲示の状態での利用を承知してください。
- (2) 館内には自動販売機を常設していることを承知してください。

### 《利用料金納付に係る重要なお知らせ》

令和6年4月1日以降ご利用分から利用料金の納付時期が、変更となる行事があります。詳細は同封の「利用料金の納付時期の変更について(お知らせ)」を必ずお読みいただき、ご理解の上、該当する計画書様式にてご提出をお願いいたします。

## 第2次調査及び随時受付について

第1次調査による利用調整後の『令和6年度の専用利用の受付等（第2次調査及び随時受付）』については、次のとおりです。

なお、全施設利用不可の日には受付を行いません。

（第1次調整後に作成する令和6年度施設別利用カレンダーをご参照ください。）

### 【第2次調査】

この第2次調査は、第1次調査で調整不可だった行事や、その他対象行事として当てはまらなかった団体等を対象とします。

#### 1 対象施設等

次の施設を4時間以上利用する場合を対象とします。

大アリーナ・小アリーナ・柔道場（1/2面利用以上）・剣道場（1/2面利用以上）・弓道場・プール又は会議室・ミーティングルーム

※注 原則として練習での利用は除きます。

#### 2 受付期間 令和6年1月16日（火）から1月23日（火）までの間の午前9時から午後8時まで

#### 3 受付方法

##### (1) 専用利用希望計画書（第2次調査）の提出

・ 来館又は電話により施設の利用状況（空き状況）をお問い合わせください。

また、ホームページにも掲載しますので、ご活用ください。

・ 専用利用希望計画書（第2次調査）を郵送・FAX又はメール等で提出していただきます。

##### (2) 調整結果

・ 提出された計画書により、1月31日（水）までに調整し、文書でお知らせいたしますので、専用利用希望計画書の調整結果送付先欄に○印をしてください。

### 【随時受付】

4時間以上利用する場合は、2月1日（木）以降、次により受け付けます。

#### 受付方法

当体育館の受付窓口（総合受付）で受け付けるほか、次によります。

(1) 電話で施設の利用状況（空き状況）をお問い合わせのうえ、専用利用計画の仮受付を行ないます。

(2) その後、専用利用計画書を提出していただきます。

### 【上記以外の受付】

上記1の対象施設等に該当しない利用については、次のとおりです。

#### 1 会議室・ミーティングルームを除く施設で4時間未満の利用

(1) [月間調整]＝利用開始日の属する月の前月1日から10日までの間、区分使用希望届をホームページに掲載または受付窓口（総合受付）で配付、申し込みを受け付けます。[ご要望により電話、FAX、メール等でも対応します。]

(2) 月間調整後（16日以降）は、随時受け付けます。

〔電話予約、ひろしま公共施設予約システムも可〕

#### 2 会議室・ミーティングルームの利用

(1) 4時間以上利用される場合：令和6年2月1日（木）から総合受付又は電話予約で随時受け付けます。

(2) 4時間未満で利用される場合：利用開始日の属する月の前々月の1日から随時受け付けます。

〔電話予約又はひろしま公共施設予約システムも可〕

### 《提出先・問い合わせ先》

広島県立総合体育館 〒730-0011 広島市中区基町4-1

電話 (082) 228-1111 FAX (082) 228-4992

メールアドレス g-arena@h-jigyoudan.or.jp

### 《利用料金納付に係る重要なお知らせ》

令和6年4月1日以降ご利用分から利用料金の納付時期が、変更となる行事があります。

詳細は同封の「利用料金の納付時期の変更について(お知らせ)」を必ずお読みいただき、

ご理解の上、該当する計画書様式にてご提出をお願いいたします。